こ注意ください。

医療費助成制度を利用できませんので、

の災害給付が適用される場合は、

独立行政法人日本スポーツ振興セ

なお、学校や保育所などで負傷

け出てください。

忘れずに年金・長寿医療グループに届

療養費などの支給を受けたときは、

加入している健康保険から高

問い合わせ (\$\frac{1}{25}\) 年金・ 長寿医療 している健康保険が発行する限度額適 人院するときは、受給者証と、

用認定証を、

健康保険証と一

緒に病院

の窓口に提出してください。

に郵送しています(手続きは必要あり **党給者証の利用につい** 

る場合は、新たな受給者証を7月下旬 ている方で、8月以降も受給資格があ

なお、すでに受給者証の交付を受け

度の対象となる方は、受給者証を交付 または各支所で申請してください。 しますので、年金・長寿医療グルー 医療費負担を軽減する医療費助成 制

のお知 לית

## 冬助成制度の内容

加入

合りのでは、一般のでは、		
助成制度	助成が受けられる要件(全ての要件に該当する方)	助成後の医療費負担
医療費助成制度	○市内に住民登録があり健康保険に加入している方 ○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方 ○次のいずれかの障がいのある方 ・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のみ)に該当する方・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定(診断)された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 ※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。	○3歳未満で住民税非課税世帯… 初診時に一部負担金(医科580 円、歯科510円、柔道整復・鍼 灸270円)のみ ○上記以外の場合…1割負担 ※精神障がいのある方の入院につ いては対象となりません。
②ひとり親家庭 制度	<ul> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○次のいずれかに該当する方</li> <li>・ひとり親家庭などで20歳未満の児童を扶養または監護している保護者</li> <li>・上記に該当する保護者に扶養・監護されている20歳未満の児童、または両親の死亡・行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童</li> </ul>	○3歳未満で住民税非課税世帯… 初診時に一部負担金(医科580 円、歯科510円、柔道整復・鍼 灸270円)のみ ○上記以外の場合…1割負担 ※保護者は、入院と指定訪問看護 にかかる医療費のみ助成。
③子ども医療	○市内に住民登録があり健康保険に加入している方 ○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方 ○中学校に在学中の15歳以下の方(中学生の助成については、非 課税世帯のみ)	○3歳未満で住民税非課税世帯… 初診時に一部負担金(医科580 円、歯科510円)のみ ○上記以外の場合…1割負担 ※小学校に在学中の課税世帯の児 童は、入院と指定訪問看護にか かる医療費のみ助成。

- ※各助成制度の医療費の月額上限は、通院18,000円(年額上限144,000円)、入院57,600円(多数回該当の場合 44,400円) です。
- ※各助成制度の指定訪問看護の医療費は1割負担で、月額上限は、非課税世帯8,000円、課税世帯18,000円(年額上 限144,000円)です。
- ※各手続きには、健康保険証、印鑑、主たる生計維持者や対象者の所得課税証明書(公簿確認できる場合は不要)が 必要です(加えて、①は障がいの程度が分かる手帳または判定書、②は戸籍全部事項証明書が必要となります)

## 初回 不動産の相続登記・名義変更手続 会社の設立・役員変更登記・定款作成 過払金返還請求·債務整理·破産手続

お気軽に お問い合わせ下さい Tel(0143)81-2000

ホームページ http://www.etrange-office.com

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所 司法書士黒 皅

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

